

令和5年度肝付町映像作品撮影事業費補助金のご案内

鹿児島県肝付町では、肝付町で撮影される「映画・テレビ番組・テレビCM」の製作プロジェクトを対象とした補助金制度を創設しましたので、是非ご活用ください。

(1)補助の対象

肝付町を舞台に撮影される映画・テレビ番組・テレビCMの製作プロジェクト
(補助条件)

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 劇場公開の映画であること。

イ 全国放送又はこれに準ずる放送エリアのテレビ番組又はCMであり、テレビ番組にあっては原則として30分枠以上、CMにあっては累計放送時間が30分以上であること。

(2) 当町のPR及び観光振興に資すると認められるものであること。

(3) 平成27年5月1日以降に肝付町内ロケを行うこと。

(4) 映像作品の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるものでないこと。

(5) 映像作品の内容が政治的目的又は宗教的目的を有するものでないこと。

(2)補助対象となる経費及び算定基準

ロケ経費の内、対象となる経費及び算定基準は下記のとおりです。

対 象 経 費			算 定 基 準
支出項目	支出範囲	支出内容	
交通費	全国	補助事業者の本社所在地から肝付町までの往復交通費	1/3 以内
現地機材費	鹿児島県内	機材レンタル費等	1/3 以内
現地車両費	鹿児島県内	レンタカー、タクシー等	1/3 以内
	肝付町内		1/2 以内
施設使用料	肝付町内	肝付町管理施設	全額
		上記以外の施設	1/2 以内
宿泊費	肝付町内	スタッフ、出演者宿泊費	1/2 以内
燃料費	肝付町内	ガソリン代等	1/2 以内
食糧費	肝付町内	弁当代に限る	1/2 以内
現地人件費	肝付町内	エキストラ、警備員等	1/2 以内
その他経費	その他審査委員会が必要と認める経費		1/2 以内
備考	撮影が決定した場合のみ、事前に行ったシナリオハンティング及びロケーションハンティングに係る上記経費を対象経費に含めることができる。また、町が映像作品の製作を依頼し誘致した場合は、上記経費に対し算定基準を全額とする。		

(3)補助額

肝付町内撮影日数により、下記の額を限度とし、予算の範囲内で補助額を決定します。

町内撮影日数	補助限度額		
	映画	テレビ番組	CM
2日以上6日未満	200万円	200万円	50万円
6日以上	300万円	250万円	

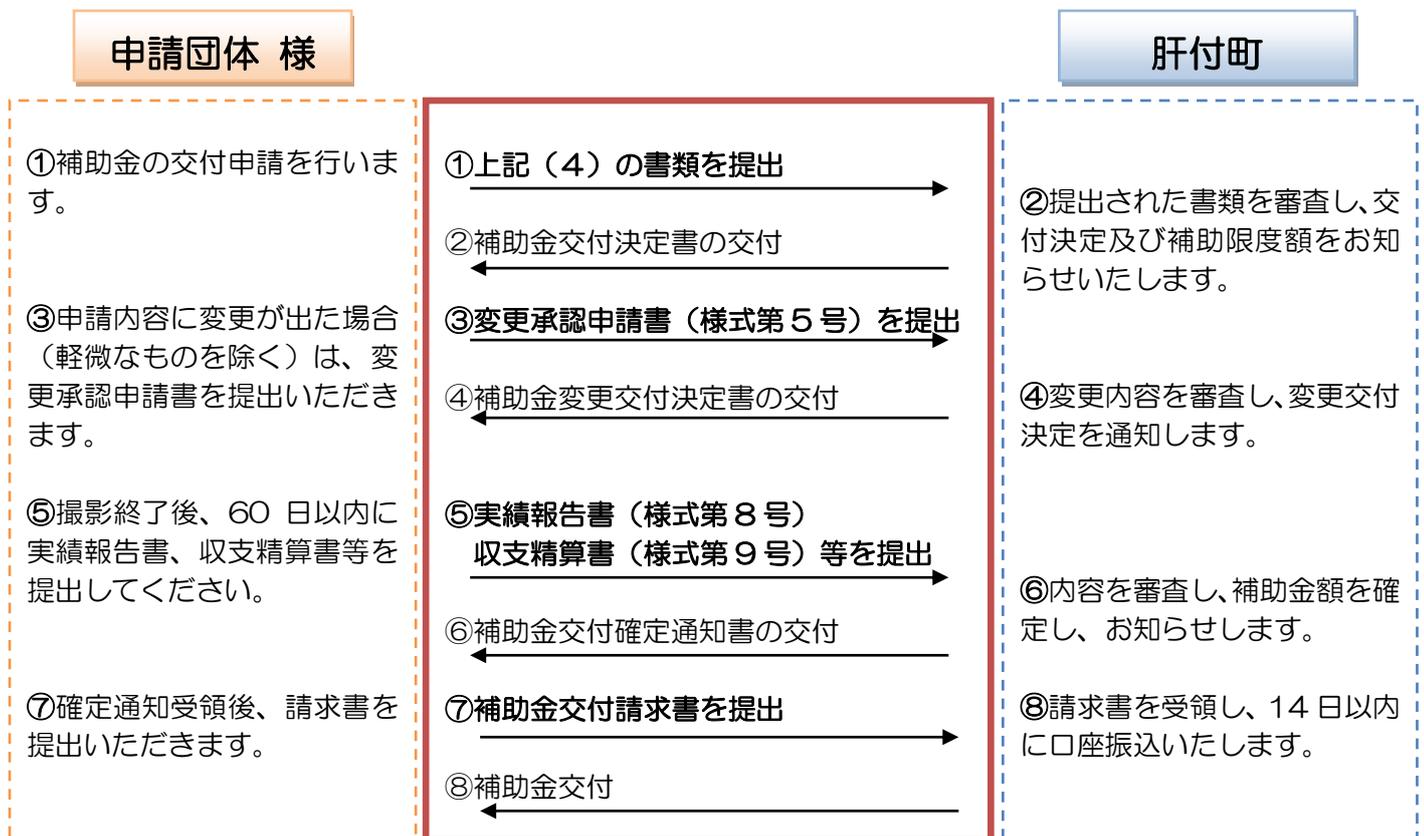
(4)補助金の申込方法

ロケーション撮影を実施する30日前までに、肝付町産業創出課宛に必要な書類をご提出ください。

●ご提出いただく書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・団体概要
- ・作成概要（製作者、キャスト、スタッフ、作品内容、スケジュール、上映、放送予定等）
- ・その他、町長が必要と認める書類

(5)お申込から補助金交付までの流れ



お問合せ、お申し込みは

肝付町林務水産商工課 商工観光係

〒893-1402 鹿児島県肝付郡肝付町南方 2643

TEL 0994-65-2511（代表） 0994-67-2116（直通）

FAX 0994-67-2488

E-mail syoukou@town.kimotsuki.lg.jp

URL <http://kimotsuki-town.jp>